

# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.431

## TOPICS

### 主な記事

- 齋藤元彦兵庫県知事に燃料価格高騰対策を要望
- 優秀運転者顕章候補者の推薦について
- 「令和4年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

### 主な同封物

- 人材の確保、助成金の活用、法改正への対応など中小企業を応援します
- 兵庫の交通

# 6

2022  
June



場所:中山寺(宝塚市)

# CONTENTS



## トピックス

- 1 齋藤元彦兵庫県知事に燃料価格高騰対策を要望
- 2 兵庫県に燃料価格の負担軽減策を要望

## 行政からのお知らせ

- 3 (神戸市消防局)令和4年度「危険物安全週間」の実施について(お願い)

## 全ト協からのお知らせ

- 4 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

## 事務局からのお知らせ

- 8 優秀運転者顕章候補者の推薦について
- 9 「令和4年度第1回運行管理者試験」実施のご案内
- 10 令和4年交通安全活動優良事業所に選ばれました

## 会員情報だより

- 11 JRの駅が運送会社の本社に？

## 支部活動だより(西宮支部)

## 理事会・委員会だより

- 13 令和4年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議を開催しました
- 13 令和4年度第1回物流政策・交付金委員会を開催しました

## 陸災防のページ

- 14 はい作業主任者技能講習会のお知らせ

## 会員だより

## 協会日誌

## 適正化事業実施機関からのお知らせ

- 20 今月のテーマ「健康に関するマニュアルの変更について」

「標準的な運賃」を活用するための  
運賃・料金の変更届出はお済みですか！  
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和4年4月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	394社	24.4%

※届出割合は全国ワースト3位



# TOPICS

## 齋藤元彦兵庫県知事に燃料価格高騰対策を要望

5月16日（月）、兵庫県トラック協会は齋藤元彦兵庫県知事を訪問し、業界の喫緊の課題について面談・要望しました。（原岡会長、藤原副会長、木南副会長、村上副会長、西川専務理事が訪問）

原岡会長らは、「エッセンシャル事業として県民の暮らしや産業活動を支える運送事業者は、令和6年の時間外労働の上限規制等「働き方改革」の推進に取り組みつつも、新型コロナウイルス感染拡大による輸送需要の減少が、大きな影響を及ぼしているなか、近時の燃料価格の高騰を受け自助努力にもかかわらず、事業存続の危機に直面している。」と、業界の実情を訴え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用や原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、「燃料費負担の軽減に資する補助制度の創設」について要望しました。

さらに、平成20年より削減の続いている「運輸事業振興助成交付金」の全額交付についても要望しました。



写真左より、北野県議員、西川専務理事、藤原副会長、村上副会長、齋藤県知事、原岡会長、木南副会長、黒川県議員



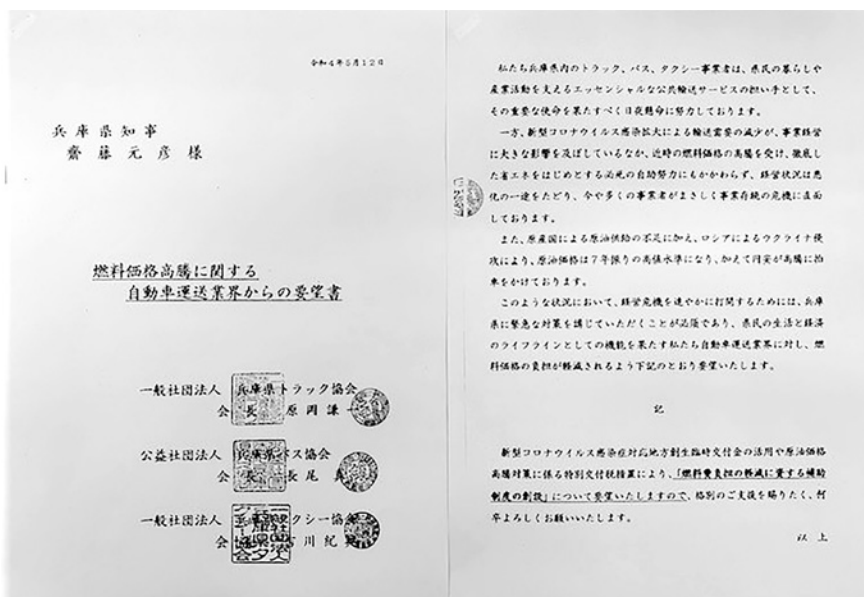
## 兵庫県に燃料価格の負担軽減策を要望

知事との面談に先立ち、5月12日（木）、兵庫県トラック協会、兵庫県バス協会（長尾 真会長）、兵庫県タクシー協会（吉川紀興会長）の三団体は、連名の「燃料価格高騰に関する自動車運送業界からの要望書」を、兵庫県に提出しました。

各協会からエッセンシャル事業として県民の暮らしや産業活動を支える運送事業者は、新型コロナウイルス感染拡大による輸送需要の減少が、事業経営に大きな影響を及ぼしているなか、近時の燃料価格の高騰を受け多くの事業者が事業存続の危機に直面しているとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用や原油価格高騰対策に係る特別交付税措置により、「燃料費負担の軽減に資する補助制度の創設」を要望しました。



写真左より、原岡会長、兵庫県土木部釜江次長、タクシー協会吉川会長、バス協会水田専務理事



# 行政からのお知らせ

## 神戸市消防局

### 令和4年度「危険物安全週間」の実施について（お願い）

本年も全国一斉に「危険物安全週間」が実施されることとなりました。当市におきましても、下記のとおり「危険物安全週間」を展開致しますので、この運動の趣旨を御理解いただき、格別の御協力をお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 目的

危険物による火災等の災害をなくすため、危険物に対する意識の高揚と啓発を図り、各事業所における自主保安体制を確立し、「安全で安心なまちづくり」を推進する。

#### 2 重点目標

- (1) 危険物施設保有事業所における耐震補強を含む自主保安体制の整備・促進を図る。
- (2) 市民及び事業所に対して、危険物の安全に関する知識の啓発・普及を図る。
- (3) 危険物施設等の定期点検を強化する。

#### 3 実施期間

6月5日（日）～6月11日（土）までの7日間

#### 4 推進標語

**「一連の 確かな所作で 無災害」**



消防庁 / 都道府県 / 市町村 / 全国消防長会 / 一般社団法人全国危険物安全協会

令和4年度危険物安全週間推進ポスター

ご相談は、もよりの消防署へ

神戸市消防局 078-325-8515  
 東灘消防署 078-843-0119  
 灘消防署 078-882-0119  
 中央消防署 078-241-0119

兵庫消防署 078-512-0119  
 北消防署 078-591-0119  
 長田消防署 078-578-0119

須磨消防署 078-735-0119  
 垂水消防署 078-786-0119  
 西消防署 078-961-0119  
 水上消防署 078-302-0119



## 全ト協

# 「トラック運送業界における不正改造車排除運動」の実施について

国土交通省を中心に「不正改造車を排除する運動」が展開されますが、全日本トラック協会・兵庫県トラック協会においても、「トラック運送業界における不正改造車排除運動」を実施いたします。

会員各位におかれましては、実施要領・細目に基づいて本運動に取り組んでいただき、重点排除項目及び基本排除項目に留意するとともに、各事業所での取り組みに「不正改造防止自主点検票」を活用するなど、この機会に不正改造についての認識を深め、不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図っていただきますようお願いいたします。

## 令和4年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領(抜粋)

令和4年4月19日 (公社)全日本トラック協会

### 1 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

### 2 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

※ 近畿運輸局管内では、6月を「不正改造車排除強化月間」として一層強力に取り組めます。

### 3 不正改造項目

#### 《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器(例:側面方向指示器)の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(貼付状態で可視光線透過率70%未満)
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

## 《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

## 令和4年度「不正改造車を排除する運動」実施細目（抜粋）

令和4年4月 国土交通省 近畿運輸局  
（近畿地方版）

- 近畿運輸局管内では、6月を「不正改造車排除強化月間」として、積極的な広報活動、関係機関と連携した排除運動に取り組むこととする。
- 近畿運輸局管内における本運動の名称並びに標語
  - ・名称：『不正改造車を排除する運動』
  - ・標語：『6月は「不正改造車排除強化月間」です。』及び『あかん！くるまの不正改造！』

## 各事業者別実施事項

貨物自動車運送事業者・陸送事業者・ダンプカー使用者及び関係団体《（一社）近畿トラック協会、自家用自動車団体近畿協議会（自家用協会）、（一社）大阪自動車回送協会等》

- (1) 不正改造車の排除のための啓発等
  - ① 運送事業者団体においては、荷主団体等に対し、不正改造車等（特に速度抑制装置（スピードリミッター）及び過積載を誘発する改造（さし枠の取付けなど）に係るもの。）を使用する運送事業者を利用することのないよう要請する。
  - ② 自家用協会においては、一定数以上の自家用自動車を使用していることにより選任されている整備管理者に対して、整備管理者講習の受講等により不正改造防止を含めた整備管理業務が適切に遂行されるよう、各運輸支局と連携して周知に努める。
- (2) 不正改造車の排除のための情報収集等
 

不正改造車や不正改造施工業者等に関する情報等を入手した場合には、近畿運輸局又は各運輸支局等に積極的に情報を提供する。
- (3) 不正改造車の排除のための取締り等
  - 1) 従業員に対する指導
 

従業員に対して、「不正改造はやってはならない・犯罪であること」など不正改造に対する認識浸透を図り、法令遵守のための指導を行う。

2) 適正な車両の運行の徹底

運送事業者等においては、不正改造及び不正二次架装の防止に努める等車両管理の徹底を図り、適正な車両による運行を実施する。また、不正改造及び不正二次架装が行われた車両がある場合には、改修を行い運行の用に供する。

3) 自主点検の実施

事業所ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について定期的な自主点検の実施に努める。

なお、運動実施責任者は、事業者又は事業所の責任者等従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。

※ 不正改造車を確認した際の情報提供は、登録ナンバーに記載された地域を管轄する運輸支局へ直接お電話いただくか、各種情報提供連絡書をFAXしてください。

兵庫県下の登録番号（ナンバー）の場合は、兵庫陸運部 整備担当部門へ！

TEL: 078-453-1103 FAX: 078-431-8761

※ 下記の閲覧は、兵庫県トラック協会ホームページ（<http://www.hyotokyo.or.jp/>）からご覧下さい。

- ・国土交通省自動車局「不正改造車を排除する運動」実施要領
- ・国土交通省自動車局「不正改造車を排除する運動」実施細目
- ・国土交通省近畿運輸局「不正改造車を排除する運動」実施細目
- ・全日本トラック協会「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領
- ・「不正改造防止自主点検票」、「不正改造車の情報提供連絡書」、「迷惑黒煙車の情報提供連絡書」
- ・参考： 自動車点検整備推進協議会 <http://www.tenken-seibi.com/>





整理番号	
------	--

# 不正改造防止自主点検票

点検の実施日	年 月 日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有 ( 台)
		従業員車両	無	有 ( 台)
		販売車両	無	有 ( 台)
		その他	無	有 ( 台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と処置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

## 事務局からのお知らせ

### 〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年の通り実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### ◎目的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

#### ◎選考基準

1. 現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。(開始年月日から令和4年(2022年)5月末までの期間)

##### ①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成14年(2002年)6月1日以前)

##### ②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成14年(2002年)6月2日～平成24年(2012年)6月1日まで)

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※推薦書に運転記録証明書・無事故無違反証明書等の添付は不要です。

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。

#### ◎推薦方法

(1) 推薦者は、金・銀それぞれの推薦用紙に記入し、各章ごとにまとめて下さい。

(2) ふりがな、氏名、生年月日、事業者名称、無事故・無違反期間、運転免許証番号を必ず入力して下さい。

(3) 過去に受章されている方は、その章の種類と受章した年を備考欄に必ず入力して下さい。

(4) 推薦書 右上に 担当者の氏名、事業所名、住所、TEL、所属支部名を必ず入力して下さい。

#### ◎締め切り

令和4年7月15日(金)

#### ◎提出先

〒657-0043

#### 及び方法

兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27


(一社)兵庫県トラック協会 総務部まで

TEL: 078-882-5556

E-mail: hta@hyotokyo.or.jp

※提出は、兵ト協ホームページの優秀運転者顕彰候補者推薦書ファイルをダウンロードし、入力のうえ、上記メールアドレスへ送付してくださいようお願い申し上げます。

# 「令和4年度第1回運行管理者試験」実施のご案内

<h2>令和4年度第1回</h2> <h1>運行管理者試験 貨物</h1>		公示											
1. 試験方法	<b>C B T 試験</b> ※C B T 試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。												
2. 試験期日	令和4年8月6日(土)～9月4日(日)												
3. 試験場所	全国47都道府県で実施します。												
4. 受験資格	受験資格は、次の(1)又は(2)の要件を満たす方 (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方(受講予定の方は、令和4年7月27日までに修了した方)												
5. 受験手続	①申請の方法及び期間 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">申請方法</th> <th style="width: 70%;">申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">インターネット申請 (新規・再受験)</td> <td style="text-align: center;">令和4年6月13日(月)～令和4年7月13日(水)</td> </tr> </tbody> </table> (公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。(書面申請はありません。) ②試験会場等の予約 試験会場と試験日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。 ③受験手数料：6,000円(非課税)		申請方法	申請期間	インターネット申請 (新規・再受験)	令和4年6月13日(月)～令和4年7月13日(水)							
申請方法	申請期間												
インターネット申請 (新規・再受験)	令和4年6月13日(月)～令和4年7月13日(水)												
6. 合格基準	試験の合格基準は、次の(1)及び(2)の得点が必要です。 (1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。 (2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">出題分野</th> <th style="text-align: center;">必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">①貨物自動車運送事業法関係</td> <td style="width: 50%;">②道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">各1問以上</td> </tr> <tr> <td>③道路交通法関係</td> <td>④労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td style="text-align: center;">2問以上</td> </tr> </tbody> </table>		出題分野		必要な正解数	①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上	③道路交通法関係	④労働基準法関係	⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出題分野		必要な正解数											
①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上											
③道路交通法関係	④労働基準法関係												
⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上											
7. 試験結果の発表	(1) 令和4年9月21日(予定) (2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。												
——— 国土交通大臣指定試験機関 ——— <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <b>NECO</b> </div> <div>             公益財団法人  <b>運行管理者試験センター</b> </div> </div> <p style="text-align: center;">〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7F              ホームページ <a href="https://www.unkan.or.jp/">https://www.unkan.or.jp/</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: left;">お問い合わせ先 運行管理者試験センター 試験事務センター</div> <div style="text-align: right;">TEL 0476-85-7177</div> <div style="text-align: right;">  </div> </div>													



## 令和4年交通安全活動優良事業所に選ばれました

高速道路における交通安全活動を推進し事故防止に努めた事を評価され、当協会会員2事業所が選ばれました。兵庫県高速道路交通安全協議会 会長、兵庫県高速道路交通警察隊 隊長より感謝状・記念品が贈呈されました。

敬称略



株式会社福住

代表取締役 福住 正則 (右)  
専務取締役 柴 俊夫 (左)



ヤシロ運輸株式会社

代表取締役 内藤 公一





## 会員情報だより

### JRの駅が運送会社の本社に？

関西陸運株式会社の本社が昨年10月、JR西日本、姫新線太市駅の機能を兼ね備えた新社屋になりました。

築90年が過ぎ老朽化した太市駅の再建計画は、当初、券売機と改札だけを設置して無人駅のまま再建される予定でした。

姫路市太市地域では人口減少や少子高齢化が課題となっており、JR西日本と姫路市、太市地区連合自治会、関西陸運株式会社等が、官民一体で活性化に取り組んできました。

そして民間企業の社屋と一体となった太市駅が完成しました。駅前のロータリーは姫路市が整備し、建物は関西陸運株式会社の新社屋です。この形は日本初となります。

1階に待合スペースやトイレ、レストランが、2階にはレンタル会議室が開設されています。交流の場ができたことで地域の人が集まり、会話や笑い声が生まれにぎわいを取り戻しました。





## 支部活動だより (西宮支部)

### 春の全国交通安全運動キャンペーンに出席しました

4月3日、兵庫県西宮警察署主催の春の全国交通安全運動キャンペーンに西宮支部上田支部長が来賓として出席しました。

当日は雨がちらついていましたが観覧者多数の中、女優の鳴海唯様が一日署長に就任し交通安全宣言をするなど、交通安全に対するセレモニーが行われました。セレモニー終了後、支部青年部会員によりチラシとグッズを配布し交通安全への啓発活動も行いました。



### 甲子園浜海岸公園の清掃活動を行いました

4月26日、西宮支部青年部会が地域貢献活動の一環として、第2回目は地域住民の方々が集まる西宮市の甲子園浜海岸公園で、清掃活動を行いました。当日は11名が参加し、植え込みや砂浜からビニール袋や紙くず、カンビン・ペットボトル等のゴミ4袋を回収しました。

積極的に継続的な活動を開催し地域社会へと貢献できるよう、青年部会として取り組んでいきます。





# 理事会・委員会だより

## 令和4年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議を開催しました

日時 令和4年5月19日（木）  
場所 兵庫県トラック総合会館

原岡会長、他常任理事19名、監事1名が出席し、下の審議事項は全て承認されました。

### 議 題

#### (1) 第1回理事会対処について

- ①理事会開催日程（案）について
- ②令和4年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- ③令和3年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- ④令和3年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- ⑤令和3年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- ⑥監査報告書について
- ⑦会員の入会の承認について
- ⑧第64回定時総会の開催（案）の承認について
- ⑨役員候補者の推薦について
- ⑩定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について



## 令和4年度第1回物流政策・交付金委員会を開催しました

日時 令和4年5月11日（水）  
場所 兵庫県トラック総合会館

尾上副会長、他委員23名が出席し、下の議題は全て承認されました。

### 議 題

1. 令和4年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
2. 令和3年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
3. 令和3年度運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る決算報告
  - ア 収支計算書等について
  - イ 貸借対照表について
  - ウ 正味財産増減計算書について
4. 第45回近代化基金融資公募結果について
5. その他
  - ア 令和4年度トラック関係施策に関する要望と結果について（全ト協）
  - イ 「標準的な運賃」の届出状況について



# 陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

### 1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2022年7月28日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2022年7月29日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

### 4. 申込要領

(1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2022年6月24日(金)～2022年7月22日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。)

② 証明写真2枚 (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラス

ティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

## 5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

## 6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

## 7. 留意事項

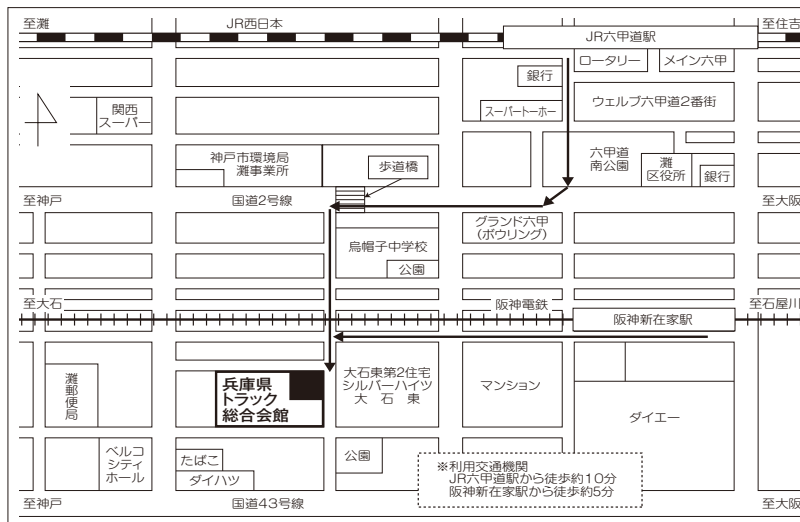
修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
TEL(078)882-5556





# はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し  
て下さい。  
縦3.5 c m  
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒  電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒  電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ⑩			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
年 月 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ⑩			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。



# 燃料価格情報

## 軽油は兵庫県下で買ひましよう

軽油「元売別」購入価格表（令和4年4月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
J X T G		118.79	119.80	121.61	123.83
出 光		118.56	119.58	122.75	127.50
コ ス モ		119.63	117.43	121.23	
三 井		109.70			
そ の 他		114.13	116.59	124.95	131.85
総 計		117.40	117.63	122.17	128.76
4 / 3	全国平均	115.97	調査なし	125.71	126.41
	近畿平均	116.04		126.49	132.40

兵ト協  
調べ

全ト協  
調べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組合	カード	スタンド
		平均	平均	平均	平均
令和3年5月		94.32	98.82	105.33	113.16
令和3年6月		97.46	100.87	105.09	113.91
令和3年7月		100.52	103.63	107.90	118.56
令和3年8月		103.41	106.07	110.33	118.73
令和3年9月		101.87	105.01	110.46	119.18
令和3年10月		102.95	105.65	111.44	119.35
令和3年11月		112.57	113.09	116.79	116.46
令和3年12月		112.22	115.14	118.17	127.06
令和4年1月		106.95	109.88	114.10	122.77
令和4年2月		112.51	114.66	117.67	125.53
令和4年3月		115.87	117.19	122.79	129.46
令和4年4月		119.69	118.86	125.02	132.49
令和4年5月		117.40	117.63	122.17	128.76
年間平均		107.52	109.73	114.40	121.95

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

# 会員だより

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
4.5.2	明石	一般	L.cargo (同)	倉本佳英	〒651-2213 神戸市西区押部谷町福住 579-18 TEL 078-945-6189 FAX 078-945-6186
5.25	神戸中央	一般	(株)関通	石田啓之	〒651-0082 神戸市中央区小野浜町 6-40 TEL 078-327-5151 FAX 078-327-5588

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
4.5.17	西播	一般	司興業	桑原悟志
5.23	東部	一般	(有)東亜物流	高須洋治

## 変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
26	代表者	倉敷運輸(株) 吉井誠	酒井忠之
27	代表者	(株)ケー・シー・エス 宗錦司	今村堅
43	代表者	間口北近畿(株) 袋井隆	望月彰
59	代表者	間口ランドサービス(株) 袋井隆	湯浅勝也
59	代表者	間口陸運(株) 袋井隆	湯浅勝也
61	代表者	ユナイトサービス(株) 尾形哲	湯浅勝也
84	代表者	柳原運輸(株) 亀田昌廣	藤原康雄
105	住所 TEL/FAX	(株)NEXUS INNOVATION 明石市魚住町清水196-1 TEL 078-940-6141 FAX 078-940-6141	〒675-1112 加古郡稲美町六分一1209-64 TEL 079-490-6617 FAX 079-490-6602
107	住所 TEL/FAX	(株)faith 神戸市西区宮下1-26-14 TEL 078-922-2810 FAX 078-922-2811	〒673-1431 加東市社1414 カーサスクエアA101 TEL 072-729-7556 FAX 072-729-7990
113	住所 TEL/FAX	(株)F LINE 加西市北条町北条558-5 TEL 0790-35-8858 FAX 0790-35-8868	〒679-0107 加西市玉野町1156-130 TEL 0790-47-2700 FAX 0790-47-2701
118	代表者	内藤建材 内藤清	内藤正人
133	代表者	(株)長田運輸産業 長田光洋	長田光洋・高野清秀

# 協 会 日 誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
5・9	兵ト協 監事監査	兵ト協	6・2	兵ト協 取扱部会正副部長監事会議 役員会	兵ト協
10	自動車関係団体連絡会	自動車会館		神戸商工会議所 環境対策専門委員会	神戸商工 会 議 所
11	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協	3	近ト協 幹事会	ホテルグランヴィア 大
	兵ト協 海コン部会 警察署申入れ活動	東灘警察署		健康起因事故防止セミナー	兵ト協
	Gマーク申請事前説明会	西 研 修 会 部 館	4	兵ト協 明石支部総会	ホテルキャッスル ラ
12	Gマーク申請事前説明会	兵ト協	7	自動車関係団体連絡会議	兵ト協 庫 県 自 動 車 会 館
	KTS 正副会長会議	太 成 閣	8	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協
	近畿ブロック女性経営者協議会 役員会	琴 琴 湖		KTS 正副会長会議	ホテルボストン プラザ草津
	燃料価格高騰に関する兵庫県への要望	兵 庫 県	9	兵庫県交通安全協会定例理事会	漆 川 社 神 社 桶 公 会 館
	兵ト協 海コン部会 警察署申入れ活動	神 戸 水 上 署	10	兵青協 総会	西 村 屋
13	公明党兵庫県支部 政策懇話会	ホテルオークラ 神		Gマーク申請相談会	西 部 研 修 会 館
16	燃料価格高騰に関する兵庫県知事への要望	兵 庫 県	13	ひょうご環境保全連絡会 定期総会	兵 庫 県 民 会 館
18	兵ト協 ダンプ部会 役員会・情報交換会	兵ト協		プラン 2025 目標達成フルセミナー	兵ト協
	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協	14	全ト協 重量部会 総会	ANAクラウンプラザホテル 大
19	兵ト協 正副会長会議	兵ト協		兵ト協 食品部会 正副部長・監事会議	兵ト協
	兵ト協 常任理事・総務委員会合同会議	兵ト協	16	兵ト協 第64回定時総会	都 尼 ホ テ ル 崎
	兵ト協 東播支部総会	加 古 川 プラザホテル	17	兵ト協 海コン部会 総会	神戸ベイシェラトン ホテルandタワーズ
20	兵ト協 東部支部総会	伊 丹 シティホテル		兵ト協 百貨店部会 総会	
	兵ト協 兵庫支部総会	萬 寿 殿		全ト協青年部会「全国代表者協議会」	全ト協
	兵ト協 西神戸支部総会	第 一 楼	20	兵ト協 引越部会 委員会	兵ト協
21	兵ト協 丹有支部総会	三 田 市 有 馬 富士共生センター	21	近ト協 定時総会	新 大 阪 ワシントンホテル
23	近ト協 監事監査	大ト協		兵庫県高圧ガス大会 実行委員会	兵 庫 県 中央労働センター
24	兵ト協 路線部会 役員会・情報交換会	兵ト協	22	兵庫県交通安全協会定例評議委員会	漆 川 社 神 社 桶 公 会 館
25	兵ト協 重量 鉄鋼部会「正副会長・監事合同会議・役員会」	兵ト協	23	運輸安全マネジメントセミナー	西 部 研 修 会 館
	全ト協 監事監査	全ト協		三木会	兵ト協
26	兵ト協 タンクトラック部会 役員会	兵ト協	24	運輸安全マネジメントセミナー	西 部 研 修 会 館
	兵ト協 百貨店部会 監事監査	兵ト協	29	全ト協 タンクトラック高圧ガス部会 総会	全ト協
27	全ト協 海コン部会 正副部長会長会議	ザ・プリンスさくら タワー 東	30	全ト協 理事会・総会	第 一 ホ テ ル 京
	兵ト協 西宮支部 総会	ヒューイット 甲 子 園		－ 7 月 の 予 定 －	
28	「経営者勉強会」協賛企業とKTS会員との交流会	大 成 閣	7・1	Gマーク申請受付(～14日)	兵ト協
	兵ト協 淡路支部総会	グランドニッコー 淡		令和4年度交通安全県民大会準備会議	県民会館
30	兵ト協 西播支部総会	西 部 研 修 会 館	11	運行管理者試験「基本」講習	西 部 研 修 会 館
31	兵ト協 理事会	兵ト協		全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第 一 ホ テ ル 京
	－ 6 月 の 予 定 －		15	兵ト協 ダンプ部会 総会	
6・1	地球と共生・環境の集い 2022	兵庫県公館	23	トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	明石試験場
2	全ト協 理事会	第 一 ホ テ ル 京	26	運行管理者試験「基本」講習会	兵ト協
	無事故無違反運動「チャレンジ100」実施検討会	県民会館	27	全国専務理事業務連絡会議	名 古 屋 東 急 ホ テ ル



# 適正化事業実施機関からのお知らせ

## ■ 今月のテーマ 「健康に関するマニュアルの変更について」

担当：適正化事業部 部長 柳井達雄

令和3年度末に運転者の健康関係のマニュアルの一部改正や制定が行われました。

まず、1つ目は「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました。当該マニュアルは自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して、輸送の安全等の確保のために必要な事項に関して適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられており、当該指導監督の指針として、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。）が定められているところです。また、指導監督指針を具体的に実施する際の手引き書として「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」が公表されているところです。

今般の改訂では「事業用自動車総合安全プラン2025」等に位置付けられている飲酒運転対策を推進するうえで、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報として、指導監督マニュアルにおいて、アルコール依存症に関する基礎知識の記載を拡充するとともに、対応方法の例、治療法等の医学的知見や運送事業者の取組事例を新たに記載されました。

### アルコール依存症の症状例（一部抜粋）

<p><b>1. 渴望</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 隠れてでも飲んでしまう</li> <li>✓ 仕事中でも酒の事ばかり考えている</li> <li>✓ 仕事が終わったら1人でも必ず飲みに行く</li> <li>✓ 仕事中でも飲んでしまう</li> <li>✓ お酒が手元にないと不安</li> <li>✓ お酒のためなら面倒くさがるし出かける</li> </ul>	<p><b>2 飲酒行動のコントロール不能</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ いつも泥酔するまで飲んでしまう</li> <li>✓ 休肝日と決めても飲んでしまう</li> <li>✓ 飲み始めたら止まらない</li> <li>✓ 前もって決めていた量以上に飲んでしまうことがしばしばある(たとえば2杯までと決めていたのに3、4杯飲んでしまう)</li> </ul>
<p><b>3 離脱症状</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ イライラする</li> <li>✓ 吐き気をもよおす</li> <li>✓ 微熱がある</li> <li>✓ 手がふるえる</li> <li>✓ 頭痛</li> <li>✓ 寝汗をかく</li> <li>✓ 食欲がない</li> <li>✓ 脈が速くなる</li> <li>✓ 迎え酒をする</li> <li>✓ 眠れなくなる</li> </ul>	<p><b>4. 耐性の増大</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 飲む量が増えている*</li> <li>✓ たくさん飲まないと酔えなくなった</li> </ul> <p>※ 習慣的に飲酒するようになってから、飲酒量が純アルコール量で女性40g超、男性60g超、かつ50%以上増加</p>
<p><b>5 飲酒中心の生活</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1日中飲んでいる</li> <li>✓ 1日中酔いが続いているもしくは酔いからさめているのに多くの時間を使っている</li> <li>✓ 趣味などの活動よりお酒を優先させる</li> </ul>	<p><b>6. 有害な使用に対する抑制の喪失</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 医師から、うつがひどくなるため飲酒を止められているのに飲んでしまう</li> <li>✓ 健康診断で指摘されているのに飲んでしまう</li> </ul>

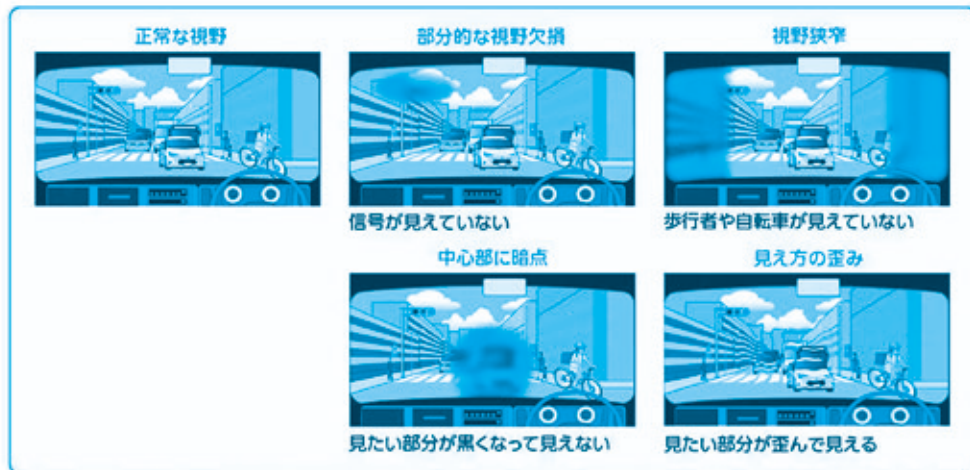
2つ目は「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」で新たに策定され、通達が発出されました。

事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。平成28年12月に貨物自動車運送事業法等が改正され、自動車運送事業者は運転者が疾病により運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない旨が法律上義務付けられました。また、昨年度には、健康起因が原因である事故について処分基準が新たに制定されました。

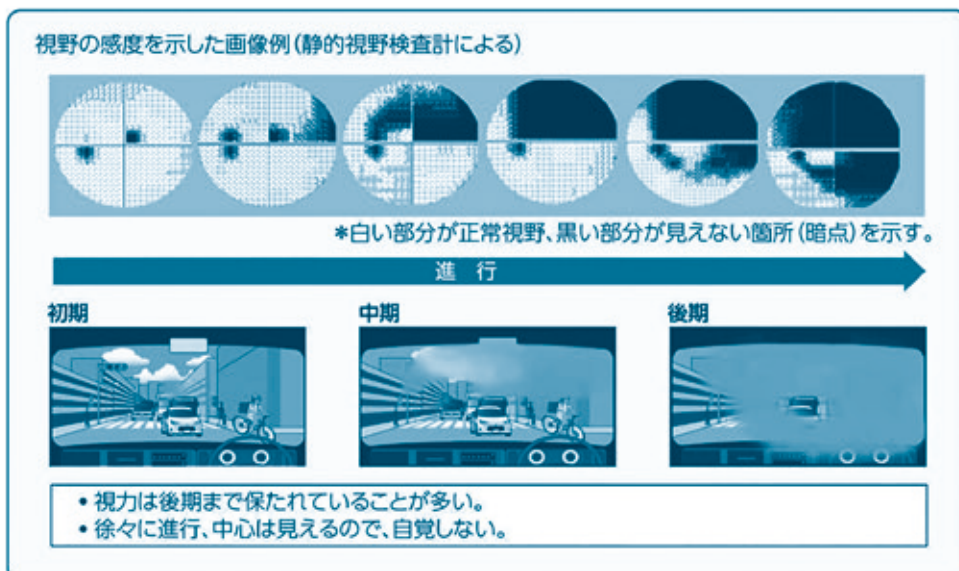
運転者の視野障害による事故を防ぐためにマニュアルが策定されました。「視野障害」とは、視野が狭くなったり、一部欠けたりする状態をいいます。視野障害の原因となる疾患には、目の疾患と脳の疾患があります。それらの疾患は加齢とともに罹患している人が増える傾向です。例えば、40歳以上の日本人で約5%の人が緑内障の有病者といわれています。特に初期・中期には自覚症状がないことが特徴です。高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かずに運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まっています。

自動車運送事業者における眼科検診の受診や治療継続の必要性について理解の浸透や視野障害対策を促進し、運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示したマニュアルが策定されました。

#### (視野障害の見え方のイメージ)



#### <症状の進行イメージ（緑内障の例）>





# 安全の証し「Gマーク」

# 「安全性優良事業所」申請概要

申請受付期間

2022年7月1日(金)～7月14日(木)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

## 申請書類の頒布

### ①インターネットによる頒布

頒布開始日 / 2022年4月22日(金)  
 頒布方法 / 申請案内↓全日本トラック協会  
 ホームページにて公開  
 申請書・自認書↓申請書作成システムによる  
 作成が可能

### ②紙媒体による頒布

頒布開始日 / 2022年5月2日(月)  
 頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関  
 (各都道府県トラック協会)より入手してください。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特別措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

## 更新のお知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2020年度(新規)	209****
2回目更新	2019年度(初更)	199**** (1)
3回目更新	2018年度(2更)	189**** (2)
4回目更新	2018年度(3更)	189**** (3)
5回目更新	2018年度(4更)	189**** (4)

インターネットを利用して申請書類が作成できます。申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索。

Gマーク  検索



## Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



●有効期限が過ぎたステッカーは剥がしてください。

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。  
<https://www.jta.or.jp>



公益社団法人  
**全日本トラック協会**

〒160-0004  
 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
 TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019